

(目的)

第1条 この規程は、東京情報デザイン専門職大学学則第14条第2項の規定に基づき、東京情報デザイン専門職大学教育課程連携協議会（以下「教育課程連携協議会」という。）の適切な体制を整えることを目的とし、その組織及び運営に関する必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 教育課程連携協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 事務局長
- (5) その他学長が指名する教職員
- (6) 専門職大学の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体の関係者
- (7) 地方公共団体の職員等地域の関係者
- (8) 臨地実務実習その他授業科目に協力する事業者
- (9) 教職員以外の者で学長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第4条 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。

- (1) 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的事項
- (2) 産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

(議長)

第5条 教育課程連携協議会に議長を置き、学長をもって充てる。

- 2 議長は、教育課程連携協議会を主宰する。
- 3 議長に事故あるときは、委員のうちからあらかじめ議長が指名する者が、その職務を代行する。

(招集)

第6条 教育課程連携協議会は、学長が招集する。

2 教育課程連携協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

(議決)

第7条 教育課程連携協議会は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(委員以外の出席)

第8条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 教育課程連携協議会に関する事務は、事務局教務部教務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、教育課程連携協議会の議事の運営その他必要な事項は、教育課程連携協議会が定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、大学運営会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。